



発行
東京都

（「別図」は省略し、その図面を東京都産業労働局農林水産部食料安全課に備え置いて縦覧に供する。）

林水産部食料安全課に備え置いて縦覧に供する。）

三 禁止期間

令和五年二月一日から当分の間

四 その他参考となるべき事項

本病の発生状況、清浄性の確認状況並びに搬出、搬送、搬入時及び移動先における病原体の拡散防止措置等を勘案して、知事が搬出を認めた場合は、この指定の例外とすることができる。

告 示

目 次

5

○家畜伝染病のまん延防止に関する規則による家畜等の搬出の禁止
………（産業労働局農林水産部食料安全課）………一

●東京都告示第八十五号の一

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病のまん延防止に関する規則（平成四年東京都規則第一百九十九号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり家畜等の搬出を禁止する。

令和五年二月一日

東京都知事 小池 百合子

一 搬出を禁止する家畜等の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品

二 指定区域（搬出を禁止する区域）
別図のとおり

発行

電話 東京都

○三(五三二二)一一一八番一(代)号都

郵便番号 163-8001

定価一本号
一箇月

(郵送料を含む。) 六、六〇〇円 三〇円

印刷所

電話 東勝

○三(三八一二)五二〇一(代)号社
郵便番号 113-0001

リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この紙の製造過程でリサイクルがなされたことを示す。